

『情報システム政府調達に関する提言』

2010年7月13日

ソリューションサービス事業委員会
ITサービス調達政策専門委員会 副委員長
富士通株式会社 宇留野 哲郎

ITサービス調達政策専門委員会について

専門委員会活動の目的:

情報システムの政府調達に関する課題と解決策を業界として検討し、提言を行うこと通じて、IT立国の実現に向けて政府・業界が協働できる調達制度の整備に貢献すること。

これまでの活動

提言第一版(2006年度):要件定義の明確化、総合評価方式の見直し
提言第二版(2007年度):予算制度の見直し、調達慣習の改善提案等
事例調査(2008年度):ベストバリュー調達に向けた日米調達制度比較

2009年度の活動概要

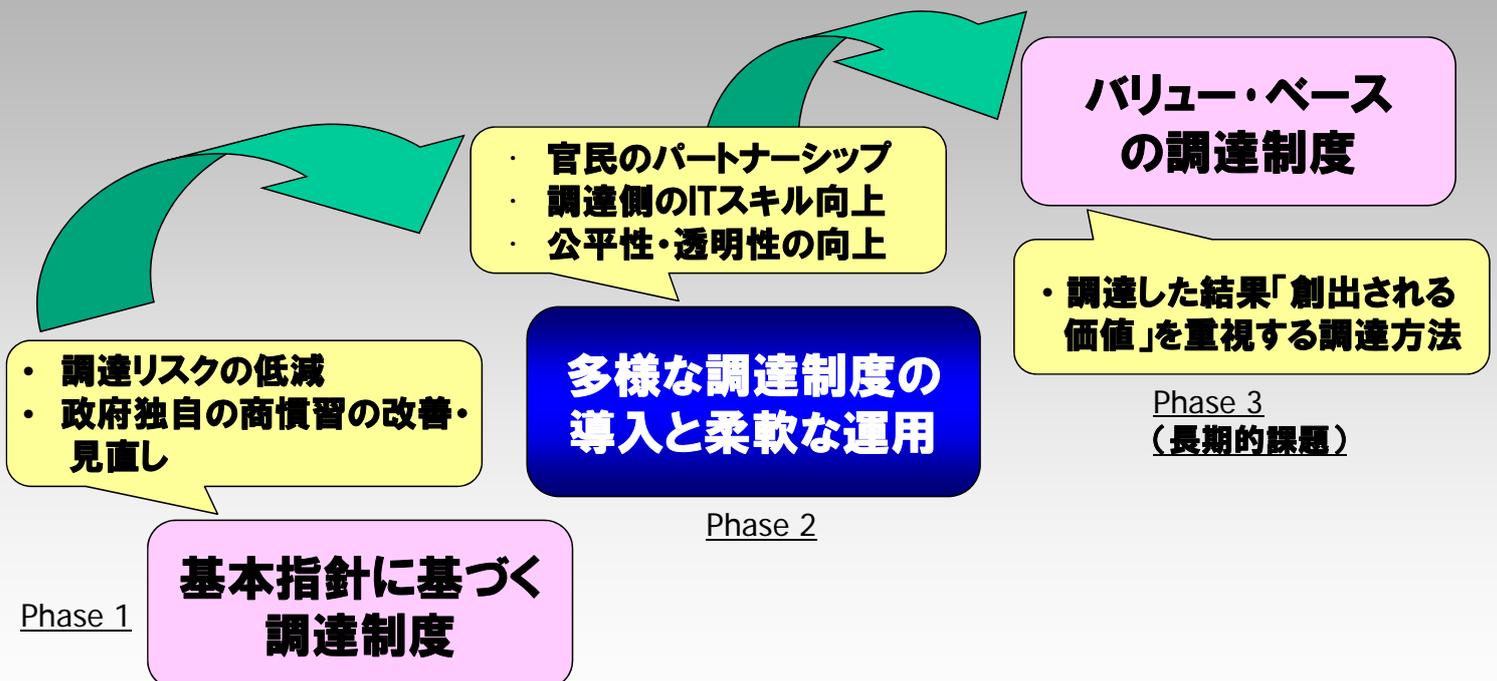
■目的と手法

「情報システムに係る政府調達の基本指針」(平成19年3月策定)を始め、現行の政府調達規則、慣習等の改善を目的に、課題提起と解決策検討を行い、政府関係当局への働きかけ(提言)を行う。

■テーマ

- (1)適正な責任とリスク負担の体制の構築
- (2)調達制度の再構築と確実な運用・実践
- (3)「持たざる経営」「サービス利用」を前提とした調達のあり方・制度の検討

2009年度活動の位置付け



あるべき調達制度に向けた検討の方向性

調達制度改革が目指すもの

- (1)ITの利活用を通じて日本の国際競争力を強化やIT立国を実現するため、政府・業界が協働できる調達基盤を構築する
- (2)新しい社会環境やIT業界の動向を踏まえて「あるべき姿」を俯瞰した新たな調達制度を整備し、官民協働でIT立国に貢献する

提言の目的

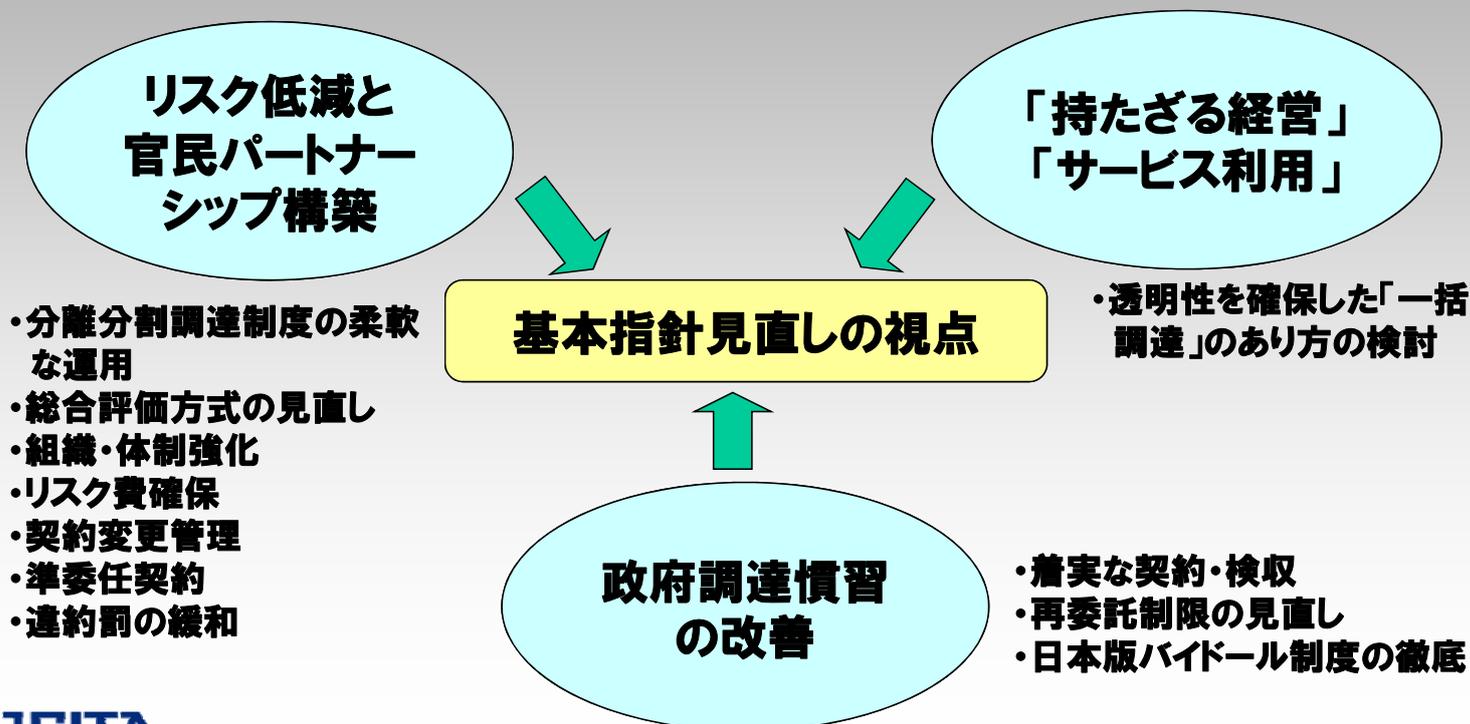
政府・業界の「協働作業」を促すための調達の基盤づくり

将来ビジョンの設計:協働作業の基盤を前提とする新しい調達制度

- (1)「持たざる経営」「サービス調達」を前提とした情報システム調達のあり方・制度を検討
- (2)調達の「バリュー」を評価する仕組みとこれを適正に運用する制度の導入を検討

政府調達基本指針の見直しの視点

～協働体制の構築に向けた調達制度の改善～



政府調達基本指針の見直しの方向性

1. リスク低減と官民のパートナーシップ構築に向けたオペレーションレベルでの課題解決

1.1 分離分割調達制度の柔軟な運用

- システムズ・エンジニアリング(SE)の役割を新設、または外部委託し、これが発注者の下で支援作業を行う
- SEは全体設計、分割単位相互の整合性を確保し、全体の稼働責任を負う
- 対象業務の特性・特徴に応じた、分離分割調達制度の柔軟な運用のありかたについて、関係者(調達機関、ベンダー)の協力を得つつ検討することが必要

政府調達基本指針の見直しの方向性

1.2 入札評価方式の見直し

- 価格要素の得点が一定水準(予算の70%等)を下回った場合に減点
- 価格点に対する技術点の割合を100%以上となるようにする
- 複数段階評価の導入(一回の応札ではなく、複数段階の評価を経て落札者を決定する等 ⇒ 但し、調達期間がいたずらに長引かないよう歯止めは必要)

政府調達基本指針の見直しの方向性

1.3 調達現場を支援する専門組織、人材の育成等

- 公平性を確保しつつ応札制限の緩和等の措置を講じた上で、既存事業者／支援事業者等による調達現場支援の仕組みを構築
 - ⇒ ノウハウを持つ事業者が、スムーズな移行・再構築等のために現場を支援
- 調達現場を支援する専門組織/チームの設置(情報は政府で一元化・共有し、専門官は省庁横断的に現場を支援)
 - ⇒ 政府・各府省CIOに責任と必要な権限をもたせる
 - ⇒ 米国GSA*(General Service Administration;政府調達局)等を参考

* 連邦政府全体としての政府調達の効率化を支援する組織。各政府機関でのITを含めた設備・サプライ品やサービス等の調達において、集中購買/購買代行サービスや、情報・ノウハウ提供などの調達支援・コンサルティングサービスを一元的に提供。

政府調達基本指針の見直しの方向性

1.4 調達情報の透明性拡大

- 応札者に対する評価結果のフィードバックが必要
- 調達実績データベースの内容を公開する際にはベンダ名等の匿名性を確保できるよう検討が必要

1.5 仕様変更に応じた契約変更管理の実施

- 詳細設計終了時等に変更契約等の必要性についてベンダと合意
- 見積の前提が変わるような機能変更／追加／減少が生じた場合は、再見積およびそれに伴う契約変更を行う機会を確保
- 設計、開発の仕様確定状況に応じた、準委任契約など柔軟な契約形態の適用

政府調達基本指針の見直しの方向性

1.6 リスク費(予備費)の確保

- 予算要求時において、構築するシステムの特성에応じて一定のリスク費(予備費)の確保を原則とする
- リスク費算出の根拠として、仕様変更の実績(最適化計画の変更の割合(契約件数、金額等))を参照
- 予算要求段階における調達側の体制強化(調達現場支援組織の活用)
- 府省内情報システム予算の管理運用の弾力化(府省CIO/CIO補佐官による)

政府調達基本指針の見直しの方向性

1.7 違約罰等のリスクによる不公平是正

- 損害賠償額に上限(契約金額等)、損害賠償の期間を設定
- 違約罰と損害賠償の二重のペナルティ解消(違約罰条項を削除)
- 瑕疵の範囲の明確化

政府調達基本指針の見直しの方向性

2. 民間の健全な事業活動にインパクトを与える政府調達慣習の改善

2.1 再委託制限の見直し

- グループ内関係会社の取り扱い
 - IT業界では、特定分野の業務をグループ内関係会社に移管しており、これらの再委託は事前承認の対象外とする
- 再委託情報の開示義務の緩和(財務省通達を受けて)
 - 再委託の範囲・相手方を明確にすることは必要であるが、本来機密情報である再委託金額等、民間の当事者間の契約情報までを開示することは不要

政府調達基本指針の見直しの方向性

2.2 日本版バイ・ドール制度の速やかな実施

- 契約書において成果物の著作権の扱い(納入物の再利用)を明記し、双方の契約当事者の合意を得る

2.3 日本版SOX法などの内部統制に配慮した契約・検収の実施

- 迅速な契約締結・検収の実施と確証の早期発行
- 仕様変更時には「変更管理手続き」「契約の変更」を実施し、確証を残す

政府調達基本指針の見直しの方向性

3. 「持たざる経営」「サービス利用」に対応可能な政府情報システム調達のあり方検討

3.1 クラウド時代に対応した「ITサービス調達」のあり方を検討

・政府調達においては公平性・透明性の確保が重要

⇒民間企業/海外政府の事例等も参考に、課題・解決方策を検討

⇒JEITAにおいても継続検討

2010年度の活動

■今後の活動予定

今年度より政府において「政府調達に関する基本指針」等の改定が検討される見通し。

本専門委員会では、これまでの情報収集、分析、提言の成果を活用しつつ、調達制度の改善に向けた関係方面への働きかけを継続してまいります。